

第6章

その他資料



第1節 都・区役割分担

第1 震災対策における都・区間の役割分担

1 地域防災計画の修正に係る都・区市町村役割分担調整事項一覧①

(平成7年12月15日の区長会において都区による合意内容)

事 項	検 討 結 果
1 区民消火隊の育成	区民消火隊665隊(1隊10名程度)を区へ移管する。
2 防火活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする。(補助式は廃止する。)
4 飲料水の確保	(1) 浄水場等から避難場所(給水拠点)までの輸送は、都が対応する。 (2) 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5 食糧及び生活必需品の確保	(1) 乾パン等の食糧については、区が1日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。 (2) 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 (3) 住民への配布は区があたる。
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7 避難場所の利用管理	(1) 利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対応する。 (2) 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 (3) 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方針で検討する(現在のところ皇居前広場・日比谷公園地区を考えている)。
8 避難誘導體制	(1) 一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 (2) 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 (3) 避難場所等の標識の設置は都、管理は区がする。
9 医療救護班の編成	(1) 医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。 (2) 考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10 救護所の設置と負傷者の搬送	(1) 救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 (2) 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場→救護所(区) 救護所→後方医療施設(都及び区)
11 医薬品、医療器材等の備蓄	(1) 都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調整を含め確保する。 (2) 調整粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

2 地域防災計画の修正に係る都・区市町村役割分担調整事項一覧②

(平成7年12月15日の区長会において都区による合意内容)

総務局災害対策部

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
1 地震計ネットワークの整備 (総務局)	地震被害の軽減を図るため、震度分布状況を即時に把握することにより、激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る。	規定なし (新規)	規定なし	(地震計設置経費の2分の1を区市町村が負担する。)
2 ボランティアの受入れ体制 (生活文化局)	区市町村は、災害時においてボランティア活動の拠点となるべき施設をあらかじめ設定し、ボランティアの受入れ体制を整備する。	規定なし (新規)	規定なし	都は、総合ボランティアセンター(仮称)を設置し、ボランティア団体の育成支援、情報提供、ネットワークづくりやコーディネート者の養成等を行う。 このセンターが、災害時には都・区市町村のボランティア間の総合的な連絡調整を行う。
3 災害弱者の安全対策 (福祉局)	(1)「高齢者・障害者等対策班」の設置 区市町村は、災害弱者に対応する窓口等(高齢者・障害者等対策班)を設置し安否確認や支援サービス等必要な対策を総合調整する。 (2)二次避難所の利用 区市町村は、社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である高齢者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。	(1)規定なし (新規) (2)規定なし (新規)	(1)規定なし (2)規定なし	都は、「高齢者・障害者等対策班」を設置し、区市町村との連携、調整等を図る。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。
4 避難所の開設 (福祉局)	(1)避難所機能の充実 区市町村は、避難所に指定した建物について、早期に耐震診断等を実施して、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 (2)小中学校等の避難所機能の強化 区市町村は、地域内の公立小中学校等を避難所として指定し、食料等の備蓄や必要な資機材等を整備するなど避難所機能の強化を図る。 (3)二次避難所の開設 区市町村は、自宅や避難所で生活してい	(1)避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。 (2)避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。 (3)規定なし (新規)	(1)規定なし (2)規定なし (3)規定なし	都は、耐震性貯水槽、井戸、ろ水器、可とう性の下水排水管、救急箱(4点セット)に係る事業について経費を助成する。 都立学校は、小規模応急給水槽やろ水器、医薬品などを整備し、避難所機能を強化する。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
	<p>る高齢者等に介護など、必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。</p> <p>イ 区市町村は、指定した二次避難所の所在地等について、都福祉局に報告する。</p>			<p>定できるよう、条件整備に努める。</p>
<p>5 避難所の管理運営 (福祉局) (教育庁)</p>	<p>避難所の管理運営</p> <p>ア 区市町村は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営方法を定める。</p> <p>イ 学校は、避難所の管理運営について協 lực・援助を行う。避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。</p>	<p>ア 規定なし (新規)</p> <p>イ 都教育庁は、都福祉局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は区市町村教育委員会と連絡学校長は、避難所の開設等災害対策にと協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。</p>		<p>都は、避難所における教職員の役割分担等について、基本的な方針を示す。</p>
<p>6 帰宅困難者への対応 (福祉局)</p>	<p>都及び区市町村は、企業等にも食料・生活必需品等の備蓄について協力を依頼する。</p>	<p>規定なし(新規)</p>	<p>規定なし</p>	
<p>7 義援金品の受付、配分 (福祉局)</p>	<p>(1) 義援金品募集配分委員会</p> <p>ア 義援金品の募集及び配分を、确实、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>イ 委員会は、次の事項を審議決定する。</p> <p>① 被災者への義援金品の配分計画の策定</p> <p>② 義援金品の受付・配分に係る広報活動</p> <p>③ その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄託された義援金品の被災者への配分について、被災地区の区市町村長は、配分委員会等の組織を定めておく。 ・ 災害が都内数区市町村にわたり発生した場合、都福祉局が受け付けた義援金品の当該区市町村に対する配分は、都福祉局で決定する。 ・ 日赤に寄託された義援金品の 	<p>(1) 規定なし</p>	

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
	<p>ウ 配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。</p> <p>エ 委員会は、次の機関等で構成する。</p> <p>① 東京都 ② 区市町村 ③ 日本赤十字社 ④ その他関係機関</p> <p>(2) 義援金品の受付等</p> <p>ア 義援金は、都、区市町村及び日本赤十字社が受け付ける。受け付けた義援金は、委員会に送金する。</p> <p>イ 義援品は、被害の状況等を勘案し、必要な物資について募集し、都及び区市町村で受け付ける。</p>	<p>区市町村への配分は、都災害対策本部が配分率を定める。</p> <p>(2) ア 規定なし (新規)</p> <p>イ 義援品は、原則として補修又は修繕を要するものを除き受け付ける。</p>	(2) 規定なし	(義援金の取扱いの詳細については、委員会で協議する。)
7 義援金品の受付、配分 (福祉局)	<p>(3) 義援金品の保管及び配分</p> <p>委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区市町村に送金し、被災区市町村が被災者に義援金を配付する。</p> <p>なお、義援品については、速やかに被災区市町村に引き渡す。</p>	<p>(3) 義援金品の保管及び配分</p> <p>区市町村は、知事又は日赤から送付された義援金品について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配付する。</p>	(3) 規定なし	
8 応急仮設住宅 (都市整備局)	<p>(1) 建設用地の選定</p> <p>ア 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設予定地を定めておくものとする。</p> <p>(ア) 接道及び用地の整備状況</p> <p>(イ) ライフラインの状況</p> <p>(ウ) 一時避難場所などの利用の有無</p> <p>イ 都は、予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。都が仮設住宅の建設に当たり、各区市町村の該当行政区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。</p> <p>ウ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年</p>	<p>(1) 建設用地の選定</p> <p>区市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくものとし、都は予定された建設地の中から選定する。</p>	(1) 規定なし	

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
	<p>1 回区市町村から報告を求めるものとする。</p> <p>(2) 工事監督 工事の監督は、都都市整備局が行う。 ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任する。</p>	<p>(2) 工事監督 都都市整備局の監督の下に、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ協会があつ旋する業者に建設工事を行わせる。</p>	<p>(2) 規定なし</p>	
8 応急仮設住宅 (都市整備局)	<p>(3) 入居者の募集・選定 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区市町村に住宅を割当てするものとする。 割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当てするものとするが、所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 住宅の割当てを受けた区市町村は当該区市町村の被災者に対し募集を行う。 入居者の選定は、高齢者・障害者等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して市区町村が行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区市町村が行う。</p>	<p>(3) 入居者の募集・選定 区市町村において、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、その資料に基づき、都住宅局が区市町村の協力を得て選定する。 場合によっては、当該選定事務を区市町村に委任する。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理 都住宅局が区市町村の協力を得て都営住宅の管理に準じて行う。また場合によっては、当該区市町村長へ事務を委任する。</p>	<p>(3) 規定なし</p> <p>(4) 規定なし</p>	<p>都は、区市町村が円滑な入居者管理等を行えるよう、必要に応じて協力する。</p>
9 医療情報の 収集伝達 (衛生局)	<p>(1) 被害情報の収集 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には地区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況等について把握して都衛生局に報告する。</p> <p>(2) 都民等への情報提供 区市町村は、地域住民に対し医療情報を提供する窓口を設置する。</p>	<p>(1) 区市町村は、初動医療救護体制に係る情報連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 規定なし (新規)</p>	<p>(1) 規定なし</p> <p>(2) 規定なし</p>	<p>都は、病院の被害状況を、区市町村及び都医師会等の協力を得て収集する。</p> <p>都は、収集した医療機関の被害情報等を区市町村等に伝達するとともに、報道機関を通じて、都民に広報する。</p>

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
10 医療救護活 動 (衛生局)	(1) 医療救護班派遣状況の 報告 区市町村は、地区医師 会の協力を得て医療救護 班を派遣するとともに、 医療救護班の派遣状況に ついて衛生局長に報告す る。 (2) 歯科医療救護班の編成 歯科医師や歯科衛生士 などで歯科医療救護班を 編成し、医療救護所に派 遣する。 (3) 薬剤師の配置 医療救護所や避難所に 薬剤師を配置し調剤、服 薬指導等を行う。	(1) 区市町村長は、 地区医師会の協 力を得て、医療 救護班を派遣す る。 (2) 規定なし (新規) (3) 規定なし (新規)	(1) 規定な し (2) 規定な し (3) 規定な し	
11 負傷者等の 搬送体制 (衛生局)	(1) 医療スタッフの搬送体 制 区市町村は、区市町村 が派遣する医療救護班等 の医療スタッフの搬送体 制を確立する。 (2) 医薬品等の搬送体制 区市町村は、区市町村 が設置する医療救護所等 で使用する医薬品・医療 資器材の搬送体制を確立 する。	(1) 傷病者の搬送 についての規定 があるのみで、 医療スタッフの 搬送に関する規 定なし。 (2) 傷病者の搬送 についての規定 があるのみで、 医薬品・医療資 器材の搬送に関 する規定なし。	(1) 負傷者 の搬送 に關す る役割 分担の 規定 あり。 (2) 負傷者 の搬送 に關す る役割 分担の 規定 あり。	都は、都が派遣する医療 救護班等の医療スタッフ の搬送体制を確立する。 都は、都が備蓄、供給す る医薬品・医療資器材の 搬送体制を確立する。
12 保健衛生 (衛生局)	(1) 保健婦班の編成 区市町村及び都は、避 難所等での不自由な生活 や被災のショック等によ る心身の健康障害や在宅 療養者の病状悪化を防ぐ ため、保健婦班を編成し、 避難所での健康相談や巡 回健康相談等を行う。 (2) 精神疾患患者対策 区市町村及び都は、保 健所を拠点に精神科診療 所及び巡回診療チームを 設置する。	(1) 規定なし (新規) (2) 規定なし (新規)	(1) 規定な し (2) 規定な し	都は、精神科医その他の 専門スタッフについて、 広域応援等も含め、確保 に努める。
12 保健衛生 (衛生局)	(3) メンタルケア 区市町村及び都は、保 健所を拠点に精神相談室 及び巡回相談チームを設 置する。 (4) 在宅難病患者対策 平常時から保健所を通 じて患者の把握を行う。	(3) 規定なし (新規) (4) 規定なし (新規)	(3) 規定な し (4) 規定な し	
13 防疫 (衛生局)	区市町村及び都は、避難 所その他の衛生環境確保 のためのマニュアルを作	規定なし (新規)	被災地の 防疫活動 は区が担	

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
	成する。		当、避難場 所の防疫 活動は、都 が担当す る。	
14 遺体の収容 (衛生局)	区市町村は、都及び関係 機関と協議のうえ、遺体収 容所の事前指定等遺体を 迅速に収容する体制を確 立する。 また、災害時には速やか に遺体収容所を開設して 運営にあたりるとともに、開 設状況を都及び警視庁に 報告する。	区市町村は、災害 現場付近の適当な 場所（寺院・公共 建造物・公園等）又 は都立公園に死体 収容所を開設し死 体を収容する。	規定なし	都は、あらかじめ遺体の 収容について関係機関と の調整を行うとともに、 区市町村の要請に基づき 遺体収容所の開設・運営 に関して必要な支援措 置を講ずる。
15 遺体の埋火 葬等 (衛生局)	区市町村は、火葬許可証 の迅速な発行に努め、遺体 を速やかに火葬に付す体 制を確立する。 区市町村は、遺体の安置、 保管及び搬送体制を確立 する。	区市町村は、検 視・検案を終えた 死体を、都建設局 に連絡して死体収 容所に輸送する。 また、死体を火葬 に付す場合は、指 定された火葬場に 送付する。 家族から遺骨の引 取希望があったと きは、引き渡す。	規定なし	都は、近江市等との遺体 火葬に関する協力体制を 確立する。 都は、遺体の安置・保管 に係る物品の調達につい て、関係業界や近江市等 との協力体制を確立す る。
16 ごみ処理方 法 (清掃局)	(1) 災害時のごみは、区の 協力を得て、分別を徹底 させ、収集可能な場所に 設けられた臨時集積所 に排出するよう指導す る。 (2) 処理施設への短期間大 量投入が困難である場合 には、区の協力を得て、 幹線道路に面した公有地 等を中継所として活用し 収集の効率化を図る。	(1) ごみ処理は、区 の協力を得て、 第1次（収集）、 第2次（処分場 への搬出）、第3 次対策（がれき 処理）にそれぞ れ分けて実施す る。 (2) 規定なし	(1) 規定な し (2) 規定な し	
17 し尿処理法 (清掃局)	(1) し尿処理の基本的考え 方 ア 水を確保することによ って、下水道機能を 有効活用する。 避難所等において は、施設の耐震性を強 化して震災時にも水洗 トイレが使用できるよ うにする。断水時には、 プール、井戸等により 確保した水を使用す る。	ア 避難所等にお いて、水洗トイレが使用不可 の場合には、素掘 式又は便槽付の 仮設トイレを用 意して衛生環境 を確保する。(仮 設トイレによる 対策が主で、水 洗トイレは使え るものだけ使う	避難場所 等における排 便施設の確保 については都 が主となり、 区が補完す る。(実態は 区が主となり て実施して	都は、学校の避難所機能 強化の一環として、下水 管の可撓管化や井戸の設 置補助を順次行う。

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
	<p>アの対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。区市町村は、仮設トイレの備蓄及び設置のマニュアル整備を行う。仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所を予め選定しておくとともにこれを周知する。</p>	<p>という考え。)イ 区市町村の仮設トイレの備蓄数量のみ掲載。</p>	<p>いる。)</p>	
17 し尿処理法 (清掃局)	<p>(2) 収集、処理体制 震災が発生した場合、都は仮設トイレの設置状況を区からの連絡により把握し収集体制を整備する。 収集したし尿は、下水処理場に搬入して処理する。</p>	<p>(2) 都は排出されたし尿を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保する 区は区域内の関係機関と調整を図り、し尿処理計画を策定し、これに対処するものとする。 都は排出されたし尿の収集にあたり、下水道施設の利用及び海洋投棄等により処理にあたる。</p>	<p>体制の確立とし尿処理は、都の担当。</p>	
18 がれき処理 (清掃局)	<p>(1) がれき処理対策臨時組織の設置 発災後、都は速やかに「がれき」処理を行う臨時組織である「がれき処理対策本部(仮称)」を設置するとともに、区の協力を得て、各区内に「がれき処理対策班(仮称)」を設置し、都区共同で地域の「がれき」処理を行う。 (2) 倒壊建物の解体及びがれきの撤去 個人住宅や一部の中小事業所等に関り各区の対策班において「がれき」撤去に関して、住民からの申請受付、民間業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。</p>	<p>(1) S造、RC造等非木造建築物の倒壊、解体時に生じる廃棄物については、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行っていく。 (2) 規定なし</p>	<p>(1) 規定なし (2) 規定なし</p>	<p>(解体は所有者の責任) (解体後は、廃棄物として市町村が処理)(国は、市町村が行う処理に要する費用の2分の1を補助)</p>

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
18 がれき処理 (清掃局)	(3) 特例処置が講ぜられた 場合 倒壊した建物の解体 は、原則的に所有者が行 うこととする。 ただし、個人住宅や一 部の中小事業所等につ いて、特例措置を国が講 じた場合は、倒壊建物の 解体処理についても収集 運搬と同様の処理を行 う。	(3) 非木造建築物 については、解体工 事及び廃棄物の運搬は、 原則として建物の所有 者が行うこととし、都 はこれらの廃棄物が適 正に処理されるよう 処分場の確保等を行う ものとする。 木造建築物については、 規定なし。	(3) 規定なし	
19 応急給水活動 (水道局)	給水拠点での都（多摩 地区については都営水 道市町水道部所）・区 市町の役割分担 ア 応急給水槽では、 区市町が応急給水に 必要な資機材等の設 営及び被災者への 応急給水を行う。 イ 浄水場（所）・給 水所では、給水所 での応急給水は、給 水所の一部を柵で仕 切った、もしくはシ ャッター式の応急給 水エリアの鍵を区等 又は都職員が解錠し、 常設給水栓から、区 等による応急給水を 行う。また、都が 応急給水に必要な資 器材等を設置し、区 等が住民等への 応急給水も行う。 ウ 飲料水を車両輸 送する避難場所では 都は、区市町が避難 場所に設置する仮設 水槽まで飲料水を輸 送・補給し、被災者 への応急給水は区 市町が行う。	応急給水に関する 都・区の役割分担は、 次のとおりとする。 ア 応急給水槽を設 置した場所では区が 応急給水を行う。 イ 浄水場・給水所 では、都・区が協力 して行う。 ウ 飲料水を車両輸 送する避難場所では、 都が飲料水を輸送し て区の設置する仮設 水槽に補給し、被災 者への給水は、区が 行う。	体制の確 立、給・配 水資機材 の整備、 運搬手段 の整備に ついては、 都が主体 、区が補 完する。 浄水場か ら避難場 所（給水 拠点）ま での輸送 は都が対 応する。 給水拠点 から住民 に対する 給水は、 区が実施 する。	
20 避難計画 (総務局)	避難の方法等は、原則 として現行どおりとす るが、地域の実情や発 災時の状況に応じた 避難方法についても 想定しておくもの とする。	避難の勧告・指示 が出された場合 区市町村は、地元 警察署及び消防署 の協力を得て、地 域又は町会（自治 会）単位に集団の 形成	規定なし	

事 項	修正後の計画	現行計画	昭和 52 年 合意の役 割分担	都の役割
		を因るため、一時 集合場所に避難者 を集合させたの ち、あらかじめ指 定してある避難場 所等に誘導する。		

第 2 節 過去の地震における被害状況及び特徴・教訓

地震名	被害状況	特徴・教訓等
1923年 関東大地震 大 12. 9. 1 11時58分 M7.9 震度6	[死者] 99,331名 [行方不明] 43,476名 [損失家屋] 576,262戸 うち、焼失家屋 447,128戸 ○東京市における被害 [死者] 59,065名 [行方不明] 1,055名 (明らかでない5区を除く) [負傷者] 15,674名 (明らかでない5区を除く) [建物倒壊] 全壊 3,886戸 半壊 4,230戸 計 8,116戸 [火災件数] 136件、飛火火災 76件 [焼失棟数] 218,994棟 [焼失面積] 35.96平方キロ [橋 梁] 277焼失 (注) 人的、物的被害は震災予防調査会報告地震編、今村による。火災の被害は同火災編、緒方による。 (参考) ○圧死者 市部 727名、郡部 809名 計 1,536名 (竹内調べ) ○行方不明 市部 36,294名、郡部 340名 計 36,634名 (警視庁調べ)	1 大火災になった理由等 (1) 建築物のほとんどが木造で耐震性に乏しく、出火の原因になる木造倒壊家屋が多かった。 (2) 火の使用が多い昼食時に地震が発生した。 (3) 初期消火が充分でなく、また、低気圧のため風が強く、風向が変化し延焼方向が多方面にわたった。(市民の消火率40%) (4) 消防力の不足に加え、橋梁の被害、通信の途絶、消火栓の使用不能等により有効な運用ができなかった。 2 死者の多く出た理由等 (1) 恐怖のため避難の決断がつかず、路上に持ち出した家財に執着し、避難の時期を失った。 (2) 路上の大群集と散乱した家財のため進退の自由が失われた。 (3) 本所被服廠跡(10万平方メートル)で、44,030人が焼死した。(寺田調べ) (4) 川に飛び込み、又は橋とともに落ち、溺死者が少なくなかった。 (5) 目前の局部的災害にとらわれ、大局的な避難誘導ができなかった。 3 その他電気、水道等の被害も大で、水道は復旧するのに4か月余を要した。
1948年 福井地震 昭 23. 6. 28 16時13分 M7.1 震度6	[死者] 3,848名 [行方不明] 10名 [負傷者] 21,790名 [建 物] 全壊 33,482棟 半壊 8,471棟 [火災件数] 29件 [焼失棟数] 4,162棟 (市の中心部の大半を焼失) (注) 大震災火災対策の研究(自治省消防庁)による。	1 大火災になった理由等 (1) 地震が夕食準備のときに発生し、関東地震と同様炊事用コンロ等火気器具が多く使用されていた。 (2) 地震発生後5分前後に29か所から出火し、折からの南風にあおられ、倒壊家屋に次々と延焼し、市の中心部の大半を焼失した。 (3) 激しい余震のため、市民の初期消火に対する対応が遅れた。 (4) 戦災にあつたため、市内の大部分がバラック建築であった。 2 死者が多く出た理由 (1) 火災による死者が多く出た。 (2) 死者の半数近くは、映画館、劇場、講堂で発生した。 3 消防活動(福井市) (1) 地震動により車庫のポンプ車は相互にぶつかり合い多少の損傷はあったが、使用上支障がなかったため、ひとまず車庫前に退避させ、当務員13名が3台のポンプ車に乗車し、2隊は同じ方面へ他の1隊は他の方面へ出場した。 (2) 2隊は2か所の火災を鎮圧したが、他の方面に出場した1隊は合流火災に遭遇してやむなく転戦したが水利がなく、ポンプ車周辺の倒壊家屋を破壊除去してポンプ車を守るなど、悪戦苦闘しながら倒壊建物の下敷きとなった人々の救助活動を行った。 (3) 他からの応援が得られず、数時間後2台のポンプ車が故障したが必死の活動を展開し、後半において市役所、警察、県庁の防ぎよに集中した。結果的に市政復興の中枢機関を守り重要な役割を果たした。

地震名	被害状況	特徴・教訓等
1964年 新潟地震 昭 39. 6. 16 13時01分 M7.5 震度5	<p>〔死者〕 29名 (新潟14、山形9、秋田6)</p> <p>〔負傷者〕 510名</p> <p>〔建物〕 全壊 3,557棟 半壊 12,237棟</p> <p>〔火災件数〕 9件、延焼火災6件 (新潟市内)</p> <p>〔水道〕 新潟市内の軟弱地盤地域の送配水管は殆ど破損して給水不能となった。</p> <p>〔危険物〕 屋外タンク火災 タンク 143基焼失 焼失油量 154,317kℓ</p> <p>(注) 新潟地震火災に関する研究(自治省消防庁)による。</p>	<p>1 被害の特徴</p> <p>(1) 流砂現象による被害</p> <p>(2) 低地浸水による被害</p> <p>(3) 石油タンク火災による被害</p> <p>2 一般家庭の火災の少なかった理由等</p> <p>(1) 家屋の全壊が少なかった。</p> <p>(2) 地震発生が火気の取扱いが少ない時期であった。</p> <p>(3) 地震による家屋倒壊地域が浸水地域であるため自然消火した。</p> <p>(4) 地震後の火災予防が強力に実施された。</p> <p>3 人的被害が少なかった理由等</p> <p>(1) 火災発生が少なかった。</p> <p>(2) 多数の人がいる建築物(百貨店、映画館)の全壊、火災発生が殆どなかった。</p> <p>(3) 学校、保育所、百貨店等の避難が比較的適切に行われた。</p> <p>4 危険物施設に対する貴重な教訓を与えた。</p> <p>(1) 危険物施設の民家等の距離</p> <p>(2) タンクの構造(強度、タンクルーフ等)</p> <p>(3) 防油堤の構造及び容量</p> <p>(4) 消火設備等</p>
1968年 十勝沖地震 昭 43. 5. 16 9時49分 M7.9 震度6	<p>〔死者〕 53名</p> <p>〔行方不明者〕 4名</p> <p>〔負傷者〕 329名</p> <p>〔火災件数〕 50件</p> <p>〔建物〕 全壊 676棟 半壊 2,994棟</p> <p>〔津波〕 三陸沖沿岸4m 襟裳岬3m 八戸港船舶被害多し</p> <p>(注) 68年十勝沖地震災害調査概要報告書による。</p>	<p>1 火災について</p> <p>(1) 地震時の火災は殆ど同時出火であった。</p> <p>(2) 出火件数50件のうち、約40%(20件)を石油ストーブが占め、そのうち12件が石油ストーブの転倒によることから、石油ストーブの転倒防止対策及び自動消火装置の普及徹底等の必要性がうかがわれた。</p> <p>2 危険物について</p> <p>(1) 危険物の保安施設、特に消火ポンプ室の基礎について再検討を要する。</p> <p>(2) 石油コンビナート地区で、タンク底板の亀裂による漏油事故があったが、隣接企業との応援協定があったため油の回収作業が円滑に行われた。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 比較的新しい鉄筋コンクリート造りの建物に被害が集中した。</p> <p>(2) 道路は、盛土部分に殆ど例外なく被害が生じた。</p> <p>(3) 火山灰土(八戸ローム層)における大規模な山津波は、関東ローム層をもつ東京の山間部に共通点を有する。</p> <p>(4) プロパンガスの転倒による配管等の破損事故は、家庭用において意外に多く、転倒防止等の対策が強く望まれた。</p>
1973年 根室半島沖地震 昭 48. 6. 17 12時15分 M7.4 震度5	<p>〔死者〕 なし</p> <p>〔負傷者〕 12名(うち3名入院)</p> <p>〔火災〕 1件(ぼや)</p> <p>〔建物〕 倒壊家屋なし</p> <p>〔津波〕 流出家屋7棟 浸水家屋124棟 岸壁被害1,020m余 船舶被害48隻</p> <p>〔公共施設〕 ガス漏れ3件、水道漏水65件</p> <p>(注) 根室半島沖地震調査報告書(東京消防庁)による。</p>	<p>1 傷者の特徴等</p> <p>(1) 根室ヘルスセンターの温水プールに約200人の子供が入っていたが、観覧席のガラスが割れ、10人以上の子供の上に落ちて受傷した。さらに驚いた子供達が走り廻り、ガラスの破片を踏んで足に怪我をした。 この危険性は、都内の浴場にも共通して言える。</p> <p>(2) 釧路市及び根室市では、建物の段階から転落し受傷した。</p> <p>2 火災の少なかった理由</p> <p>(1) 当日、釧路市で市民運動会、根室市で湖水祭りがあり、市民の外出が多く、かつ、日曜日で会社、学校等での火気や危険物の使用が少なかった。</p> <p>(2) 午後1時に近い時間で、昼食の準備は終わっていた。</p> <p>(3) 建物が、強風や積雪に耐えられるよう、</p>

地震名	被害状況	特徴・教訓等
		丈夫にできているため倒壊しなかった。 (4) 厳寒の地方で、火に対する関心が強く、殆どの人が出火防止の措置を講じている。
1974年 伊豆半島沖地震 昭 49. 5. 9 8時33分 M6.9 震度5	[死者] 25名 [行方不明者] 4名 [負傷者] 82名 [火災] 全焼5棟 半焼2棟 [建物] 全壊121棟 半壊243棟 (注) 1974年伊豆半島沖地震報告書(東京消防庁)による。	1 直下型地震で、山くずれ等による被害が大であった。 2 火災は、プロパンガスによるものであった。 3 県立下田南高校(鉄筋4階建)では、生徒は机の下に身をかくし、また、下田小学校では、去る5月1日に実施した避難訓練通りに全員机の下に入り、それぞれ全員無事であった。 4 建物内の鎖吊りの蛍光灯が多数落下していることから、これ等の安全対策が望まれる。
1978年 伊豆大島近海地震 昭 53. 1. 14 12時24分 M7.0 震度5	[死者] 25名 [負傷者] 205名 [火災] なし [建物] 全壊96棟 半壊616棟 一部破損4,306棟 [その他] 道路損壊1,141か所 山(崖)くずれ193か所 水道576か所 (注) 伊豆大島近海地震調査報告書(東京消防庁)による。	1 火災が出なかった理由 (1) 火気の使用が少なかった。 (2) 本震前に有感地震があった。 (3) 全壊家屋が少なかった。 (4) 昼間で火の始末がしやすかった。 2 住民の防災意識 被災地(伊豆半島、伊豆大島)の住民の防災意識は高く、積極的な出火防止の行動に結びついている。 3 行政側の広報、指導 大島町役場が前震現象をとらえ、火気の取扱い、出火防止等の積極的な事前広報を行い、住民側がこれに対応した。 4 石油ストーブの耐震型の普及 伊豆半島の東伊豆町と河津町で約70%の普及率であった。 5 余震情報とパニック 静岡県災害対策本部からの情報が多くの住民に誤解されたため、災害情報のあり方に検討が必要である。
1978年 宮城県沖地震 昭 53. 6. 12 17時14分 M7.4 震度5	[死者] 28名 [負傷者] 10,962名 [火災] 12件 [建物] 全壊1,383棟 半壊6,190棟 [危険物] 屋外タンク5基 底部亀裂 (流出油 68,200kℓ) (注) 1978年宮城県沖地震調査報告書(東京都)による。	1 ブロック塼の倒壊による死者が多く、また、コンビナート地域の被害が発生したことから、関東地震クラスの地震と比較した場合、震度5程度の地震による被害は大きく異なると考えられるので、地震対応のあり方に検討を要する。 2 薬品の混合・混触による出火防止に検討を要する。 3 石油コンビナートの屋外タンク等の安全化について検討を要する。 4 仙台市消防局の指令通信台は、119番通報が飽和状態となり救急要請212件に対し、24件のみを救急車で対応した。救急隊の効率的運用と住民に対する救急知識の普及が一層必要である。 5 家庭内の家具の転倒による受傷及び事業所における避難誘導等が適切に行われなかったことから、これらに対する防災指導をさらに進める必要がある。 6 高層建築物の屋上に設置した高架水槽やキュービクル式変電設備が、配管の折損、位置ずれ等の被害を生じ、さらに自家用発電設備が排気煙道の被害により停電時に作動しなかった等の事例があることから、これらの設備の耐震性について検討を加える必要がある。 7 消防活動 (1) 火災出場は、普通出場に対応した。そのため東北大学にポンプ車が集中し、東北薬科大学及び仙台市ガス局火災にはポンプ車が不足した。 (2) 停電により救急無線の基地局が機能不能となり、出場中の救急車と本部の無線交信は不可能であった。

地震名	被害状況	特徴・教訓等
		(3) 市中の交通信号機がすべて機能せず、交差点等において大混乱となった。 (4) 非番参集については、職員、団員とも電話連絡がとれず自発的参集となり、参集後は署所待機となった。
1982年 北海道浦河沖地震 昭 57. 3. 21 11時32分 M7.1 震度6	[死者] 0名 [負傷者] 167名 [火災件数] 0件 [建物] 全壊13棟、半壊30棟 (注) 1982年浦河沖地震調査報告書(東京都)より	1 出火防止に努めた。 2 地震常襲地域のため、住民の防災意識が高かった。
1983年 日本海中部地震 昭 58. 5. 26 12時00分 M7.7 震度5	[死者] 104名 [負傷者] 324名 [火災件数] 4件 [建物] 全壊流失1,584棟 半壊3,515棟 [津波] 船舶被害2,598隻 浸水家屋1,040棟 (注) 59年版防災白書(国土庁編)より	1 津波による死者が100人発生。 2 地震が昼食時間帯であったが、出火防止に努めたため火災が少なかった。 3 家具類の転倒防止措置がなされていないため被害が大きかった。 4 情報の伝達が遅れた。
1984年 長野県西部地震 昭 59. 9. 14 8時48分 M6.9 震度5	[死者] 29名 [負傷者] 10名 [火災件数] 0件 [建物] 全壊流出14棟 半壊73棟 (注) 60年版防災白書(国土庁編)より	1 直下型地震に伴う大規模な土砂災害、地滑りによる死者。 2 情報の収集伝達困難。
1987年 千葉県東方沖地震 昭 62. 12. 17 11時08分 M6.9 震度5	[死者] 2名 [負傷者] 144名 [火災件数] 3件 [建物] 全壊流出16棟 半壊102棟 一部破損71,212棟 (地震被害の特徴) 1) ブロック塀、石塀の倒壊破損が数多く発生した。(2,792件) 2) 棟瓦、屋根瓦落下の被害が極めて多く発生した。(71,212件) 3) ライフライン被害の影響が長期に及んだ。 4) 崖崩れ等による住民の避難が行われた。(47世帯、167名) 5) 液状化現象が各地で発生した。(277か所) (注) 「千葉県東方沖地震被害に関する調査報告」(総務局)による。	1 大きな被害はなかったが、落下物、ブロック塀、ライフライン等の被害や、崖崩れ液状化現象など、典型的な地震災害が発生した。 防災都市づくりや、ブロック塀等の安全対策、地盤の液状化対策等の充実に努めるとともに、住民自らが家庭、地域における安全を点検し、地域の防災性の再確認を行っていく必要がある。 2 県と市町村との情報連絡が、一部地域において混乱した。 災害時の情報連絡体制の総点検を行うとともに、充実強化を図っていく必要がある。
1993年 釧路沖地震 平 5. 1. 15 20時06分 M7.8 震度6	[死者] 2名 [負傷者] 932名 [火災件数] 9件 [建物] 全壊19棟 半壊113棟 一部破損3,387棟 [その他] 道路破損1,250か所、河川被害5か所、橋梁被害2か所、断水約2万戸、停電57,000戸、ガスの供給停止9,265戸、ガス漏れ135件、加入電話の故障679件(NTT釧路支店管内)、電柱倒壊傾斜60本 (注) 「平成5年釧路沖地震 東京都調査班報告書」による。	1 一般の住宅において冬期の地盤凍結による凍土を防ぐために、強固な基礎工事(土台1m程度)がおこなわれていたため、ブロック塀では、ほとんど倒壊がみられていない。 2 建造物被害の生じた地域は、基本的に耐震性の低い軟弱地盤かあるいは、強化対策が不十分な場所であった。 したがって、対応の如何によっては被害をある程度防止できることが十分に認識できた。 3 室内における家具の転倒、落下物による被害が多くみられた。震度6の地震が東京を襲った場合、室内において発生する被害を想像すると家具の転倒、落下物対策は緊急事といえる。

地震名	被害状況	特徴・教訓等
		<p>4 発災直後における情報連絡の混乱（電話の輻輳）が人命救助、電力・ガス・上下水道・道路の復旧等の基本作業の円滑実行の妨げとなった事実は重視すべきである。</p> <p>5 釧路市では、釧路支庁に対し被害状況の第1報を報告したのが発災から24時間後であるなど、情報の収集にかなりの混乱があった。</p> <p>6 釧路支庁及び釧路市では、発災初期から報道機関及び視察団の対応に追われ、本来業務にかなりの支障があった。</p>
<p>1995年 兵庫県南部地震 平 7. 1. 17 5時46分 M7.2 震度7</p>	<p>〔死者〕 6,430名 〔行方不明者〕 3名 〔負傷者〕 43,773名 〔住家〕 全壊 104,900棟 半壊 144,256棟 一部破損 263,690棟</p> <p>〔住家以外〕 4,849棟 〔火災件数〕 285件 〔焼失棟数〕 全焼 6,982棟 半焼 89棟</p> <p>〔道路〕 10,069か所 〔ブロック塀等〕 1,480か所 〔水道断水〕 約130万戸 〔ガス停止〕 約86万戸 〔停電〕 約260万戸 〔電話不通〕 30万回線超 平成9年12月24日現在</p>	<p>1 淡路島北部を震源とし、淡路島北部及び神戸市から宝塚市までの市街地を震源域とする活断層型の直下地震であった。</p> <p>2 1948年福井地震を契機として定められた震度7が一部の地域で初めて適用された。</p> <p>3 死者、負傷者、住家の全半壊の数など、戦後最大の被害が発生したほか、ライフラインや鉄道、港湾などの都市施設にも甚大な被害をもたらした。このため阪神地域の都市機能はまひ状態に陥り、社会・経済活動は重大かつ深刻な影響を受けた。</p> <p>4 死因の大部分は家屋倒壊によるものであり、火災によるものは相対的に少ない。高齢になるにつれて死亡率が上昇する傾向が見られた。</p> <p>5 火災の同時多発、消火活動と倒壊家屋からの救助活動を並行して行わなければならなかったこと、道路渋滞、水道管被害により消火栓が使用不能になったこと、通行車両によるホースの破断が多く発生したことなどにより、消火活動は困難を極めた。</p> <p>6 行政機関の情報収集・伝達は困難を極めた。</p> <p>7 避難所を利用する被災者数は膨大となり、ピーク時には1,239か所の避難所を32万人が利用した。</p> <p>8 ボランティアが非常に活躍し、注目を集めた。 (注) 東京都調査団の報告書による。</p>
<p>1995年 鳥取県西部地震 平 12. 10. 6 13時30分 M7.3 震度6強</p>	<p>〔死者〕 0名 〔行方不明者〕 0名 〔負傷者〕 138名 〔住家〕 全壊 395棟 半壊 2,583棟 一部破損 14,938棟 平成12年11月27日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。</p>	
<p>2003年 宮城県北部を震源とする地震 平 15. 7. 26 18時24分 M5.6 震度6弱</p>	<p>〔死者〕 0名 〔行方不明者〕 0名 〔負傷者〕 677名 〔住家〕 全壊 1,276棟 半壊 3,809棟 一部破損 10,976棟</p> <p>〔水道断水〕 13,721戸 〔ガス停止〕 約650戸 〔停電〕 約134,000戸 平成16年3月30日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。</p>	
<p>2003年 十勝沖地震 平 15. 9. 26 4時50分 M8.0 震度6弱</p>	<p>〔死者〕 0名 〔行方不明者〕 2名 〔負傷者〕 849名 〔住家〕 全壊 116棟 半壊 368棟 一部破損 1,580棟</p> <p>〔火災件数〕 4件 〔水道断水〕 15,956戸</p>	

地震名	被害状況	特徴・教訓等
	[停電] 371,340戸 平成16年3月30日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	
2004年 新潟県中越地震 平16. 10. 23 17時56分 M6.8 震度7	[死者] 68名 [行方不明者] 0名 [負傷者] 4,805名 [住家] 全壊 3,175棟 半壊 13,810棟 一部破損105,682棟 [水道断水] 129,750戸 [ガス停止] 約56,800戸 [停電] 約307,860戸 [電話不通] 固定 約4,500回線 携帯 189基地局 平成21年10月21日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	
2007年 能登半島地震 平19. 8. 16 11時46分 M7.2 震度6 弱	[死者] 1名 [行方不明者] 0名 [負傷者] 356名 [住家] 全壊 686棟 半壊 1,740棟 一部破損26,958棟 [水道断水] 13,328戸 [停電] 約160,200戸 平成21年1月21日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	
2007年 新潟県中越沖地 震 平19. 7. 16 10時13分 M6.8 震度6 強	[死者] 15名 [行方不明者] 0名 [負傷者] 2,346名 [住家] 全壊 1,331棟 半壊 5,709棟 一部破損37,301棟 [火災件数] 1件 [水道断水] 58,961戸 [ガス停止] 31,179戸 [停電] 35,344戸 [電話不通] 固定 約500回線 平成21年10月26日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	
2008年 岩手・宮城内陸 地震 平20. 6. 14 8時43分 M7.2 震度6 強	[死者] 17名 [行方不明者] 6名 [負傷者] 426名 [住家] 全壊 30棟 半壊 146棟 一部破損 2,521棟 [火災件数] 4件 [水道断水] 5,560戸 [停電] 29,005戸 平成22年6月23日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	

地震名	被害状況	特徴・教訓等
2011年 東北地方太平洋 沖地震 平23. 3. 11 14時46分 M9.0 震度7	<p>〔死者〕 15,859名 〔行方不明者〕 3,021名 〔負傷者〕 6,107名 〔住家〕 全壊 129,914棟 半壊 258,591棟 一部破損 711,376棟</p> <p>〔水道断水〕 49戸 〔ガス停止〕 0戸 〔停電〕 約19,000戸 〔電話不通〕 固定 約100万回線 携帯 約14,800基地局</p> <p>(注) 内閣府「平成24年版防災白書」による。 〔警察庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成24年5月30日)から作成資料及び関係府省庁からのデータを基に復興庁作成資料から内閣府が作成〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に当たっては、被害が大きかった現象のみならず、それ以外に起きた現象から得られる教訓等にも着目する必要がある。 2 災害を完璧に予想することはできなくとも、災害への対応に想定外はあってはならない。このため、災害対策の検討に当たっては、楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行う必要がある。 3 被害を最小化する「減災」を実現するためには、行政のみならず、地域、市民、企業といった多様な主体による、ハードやソフトの様々な対策を組み合わせる必要がある。 4 発災直後には、十分な情報を得て対策を行うことはできない。このため、不十分な情報の下でも災害対策を行えるように、日頃からの備えや訓練が必要である。 5 住民の避難や被災地方公共団体への支援等については、甚大な被害が広範囲にわたって発生することを想定のうち、広域的な対応を有効に行うことができる制度とする必要がある。 6 得られた教訓については、次の災害発生時に忘れられていないように、防災教育等を通じて後世へしっかりと引き継いでいく並々ならない努力を様々な場面で行う必要がある。 <p>(注) 内閣府「平成24年版防災白書」による。</p>
2016年 平成28年(2016年)熊本地震 (前震) 平28. 4. 14 21時26分 M6.5 震度7 (本震) 平28. 4. 16 1時25分 M7.3 震度7	<p>〔死者〕 161名 〔行方不明者〕 0名 〔負傷者〕 2,692名 〔住家〕 全壊 8,369棟 半壊 32,478棟 一部破損 146,382棟</p> <p>〔水道断水〕 445,857戸 〔ガス停止〕 約105,000戸 〔停電〕 約477,000戸 〔電話不通〕 固定 約2,100回線 携帯 約400基地局</p> <p>平成28年12月14日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 観測史上初めて短時間に同じ地域で震度7の地震が2回発生した大地震であり、過去の直下型地震と比較しても長時間にわたり数多くの地震が発生したことが特徴として挙げられる。 2 人的被害は、建物崩壊、土砂崩れなどによる「直接死」の死者数より、避難生活に伴う体調悪化などで死亡した「震災関連死」の死者数が上回った。 <p>(注) 東京都「平成28年熊本地震支援の記録」による。</p>
2018年 大阪府北部地震 平30.6.18 7時58分 M6.1 震度6弱	<p>〔死者〕 4名 〔行方不明者〕 0名 〔負傷者〕 434名 〔住家〕 全壊 9棟 半壊 87棟 一部破損 27,096棟</p> <p>〔水道断水〕 約94万戸 〔ガス停止〕 111,951戸 〔停電〕 約17万戸 〔電話不通〕 固定 約15,000回線 携帯 91基地局</p> <p>平成30年7月5日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブロック塀の崩落に巻き込まれたことによる死者が発生したことを受け、文部科学省等から各都道府県教育委員会等に対し学校等におけるブロック塀等の安全点検等の取組が促された。 <p>(注) 内閣府「災害情報一覧」(平成30年7月5日現在)による。</p>

地震名	被害状況	特徴・教訓等
2018年 平成30年北海道胆振東部地震 平30.9.6 3時07分 M6.7 震度7	[死者] 42名 [行方不明者] 0名 [負傷者] 762名 [住家] 全壊 462棟 半壊 1,570棟 一部破損 12,600棟 [水道断水] 68,249戸 [ガス停止] 被害なし。 [停電] 約295万戸 [電話不通] 固定 約14万回線 携帯 約6,500基地局 平成31年1月21日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。 (注) 「電話不通」状況は、総務省北海道通信局の「平成30年北海道胆振東部地震・ブラックアウト～通信・放送の被害状況と当局の対応～」による。	1 日本で初めてとなる北海道エリア全域におよぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。（平成30年9月6日3時25分）「ブラックアウト」とは、大手電力会社の管轄する地域のすべてで停電が起こる現象（全域停電）のことを意味する。 (注) 国の関連機関による「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会最終報告」による。
2024年 令和6年能登半島地震 令6.1.1 16時10分 M7.6 震度7	[死者] 672名 [行方不明者] 2名 [負傷者] 1,405名 [住家] 全壊 6,536棟 半壊 23,693棟 一部破損 135,122棟 [水道断水] 約136,440戸 [ガス停止] 657戸 [停電] 約4万戸 [電話不通] 固定 約7,860回線 携帯 約839基地局 令和7年10月15日現在 (注) 内閣府「災害情報一覧」による。	1 携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをフッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーが被災地で有効に活用された。 トイレトレーラーについては、平時から整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。 (注) 内閣府第1回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ「令和6年能登半島地震における災害の特徴」（令和6年6月26日）による。

